

## 三重県医師修学資金貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成16年三重県条例第1号）及び三重県医師修学資金貸与規則（平成16年三重県規則第11号。以下「規則」という。）を運用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(貸与者選定委員会)

第2条 規則に定める貸与の決定及びその資格の取消し並びに三重県医師修学資金(以下「修学資金」という。)の返還及び免除等は、三重県医師修学資金貸与者選定委員会(以下「委員会」という。)で審査のうえ、知事が決定するものとする。

(貸与の対象者等)

第3条 規則第3条の規定により知事が別に定める者は、委員会が別に定める者とし、修学資金の貸与の対象者は毎年度、予算の範囲内で募集するものとする。

2 修学資金の貸与額は、原則として規則第4条に定める貸与の限度額とする。

(貸与の申請書等)

第4条 規則第7条に定める修学資金貸与申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

添付書類	様式
1 大学の在学証明書	—
2 住民票又はこれに代わるもの	—
3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書	第1号様式
4 連帯保証人の所得証明書及び住民票	—
5 申請者及び連帯保証人の本人であることを証明するために必要な書類の写し	—
6 その他知事が必要と認めるもの	第2号様式
① 誓約書	第3号様式
② 応募理由書	

2 前項に定める連帯保証人の所得証明書は、その他所得を確認できる書類により、連帯保証人として適当であることが確認できる場合は、これに代えることができるものとする。

(貸与の決定等)

第5条 規則第8条に定める貸与の決定は、委員会が別に定める三重県医師修学資金貸与者の選考基準によるものとする。

(口座振替申出書)

第6条 規則第8条の規定により通知を受けた申請者は、規則第9条第1項に定める三重県医師修学資金借用証書(以下「借用証書」という。)に口座振替申出書(第4号様式)を添付し、金融機関の預金口座(国内に本支店を置く金融機関(全国銀行協会加盟店)に限る。郵便局については、銀行間での振込が可能な口座(ゆうちょ銀行口座)に限る。)を申し出るものとする。

(貸与等)

第7条 規則第9条第1項に定める貸与決定者が借用証書を提出したときは、修学資金の年

度分を一括して、口座振替申出書で申し出た金融機関の預金口座に振り込むものとする。

2 規則第 10 条第 2 項の規定により貸与を一時保留された者が、大学の課程に復学したときは、借用証書を提出することができるものとする。

(業務従事証明書)

第 8 条 規則第 11 条に定める修学資金返還免除申請書 (以下「返還免除申請書」という。) の関係書類のうち、添付書類 1 及び 2 に定める書面は、業務従事 (研修) 証明書 (第 5 号様式。以下「業務従事証明書」という。) とする。

2 業務従事証明書のうち、返還免除申請書を提出するまでの間に提出したものについては、返還免除申請書への添付を省略することができるものとする。

(医師業務等の従事)

第 9 条 規則第 13 条第 1 項に定める臨床研修及び医師業務に従事した期間を計算する場合は、それぞれ 1 年間に 200 日以上業務に従事した場合とする。

2 修学資金の貸与を受けた者は、臨床研修を修了するまでの間に勤務希望調書 (第 6 号様式) を知事に提出するものとする。

(県外で医師業務従事の間断が可能な期間)

第 10 条 規則第 13 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により知事が別に定める期間は、委員会が別に定める承認要件によるものとする。

(返還の申立)

第 11 条 規則第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当し、修学資金を返還するに至ったときは、返還申立書 (第 7 号様式) を知事に提出するものとする。

(返還の猶予期間)

第 12 条 規則第 15 条に定める相当の期間は、決定した当該月の翌月から 1 年以内とする。

(返還の猶予の申請)

第 13 条 規則第 16 条に定める修学資金返還猶予申請書に添付する事由を証する書面は、次のとおりとする。

事由	添付書面	様式
1 規則第 10 条第 1 項第 4 号の規定により修学資金の貸与を取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。	在学証明書	—
2 疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還及び利息 (延滞利息を含む。) の支払が困難であると認めるとき。	健康診断書又は罹災証明書	—
3 死亡したとき。	死亡の理由及びその年月日を証明する書面	—

(勤務状況等の証明)

第 14 条 規則第 18 条第 3 項に定める勤務又は研修の状況等を証明する書類は、業務従事証明書とする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は三重県医療保健部医療介護人材課長

が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の三重県医師修学資金貸与要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、施行日前に修学資金の貸与が決定された者（以下「旧貸与決定者」という。）の修学資金については、なお従前の例による。
- 3 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないもののうち、三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年三重県条例第 62 号。以下「一部改正条例」）による改正前の三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成 16 年三重県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の臨床研修を修了していない者であって、一部改正条例による改正後の三重県医師修学資金返還免除に関する条例第 2 条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、臨床研修を修了するまでの間にその旨を知事に申し出たものにあつては、前項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新要綱の規定を適用する。
- 4 この要綱の施行の際、現に三重県知事に対してなされているこの要綱による改正前の三重県医師修学資金貸与要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づく届出、報告その他の行為は、新要綱に基づく届出、報告その他の行為とみなす。
- 5 旧要綱に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三重県医師修学資金貸与要綱（次項において「新要綱」という。）第4条の規定は、この規則の施行の日以後にされる修学資金の貸与の申請について適用し、同日前にされた修学資金の貸与の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県医師修学資金貸与要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新要綱の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の日前に旧要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。